

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する  
面談

2. 日 時：令和5年9月27日（水）10：00～11：30

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（対面及びTV会議により実施）

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、菅生管理官補佐、有吉総括係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 郡司 本部長代理 他4名

日本原子力研究開発機構役員室 奥田 執行役

大洗研究所 副所長

核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料技術開発センター

副センター長 他1名

バックエンド統括本部バックエンド推進部 技術主幹

青森研究開発センター 楠 所長 他1名

#### 5. 要 旨

（1）高速実験炉「常陽」の燃料製造について

①国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、高速実験炉「常陽」の燃料製造に係る方針について、資料1に基づき説明があった。

②原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から、以下の点を伝えた。

- ・ 将来的に MOX 加工事業の許可を取得した施設で、常陽の燃料を製造する予定であることは承知した。
- ・ MOX 加工事業の許可を取得するまでの間の対応として、燃料製造の開発として行う試験において製作した常陽の燃料は、毎回試験条件が異なることから、反復継続性はなく、使用許可で燃料製造できるのではないかという考え方は受け入れられない。
- ・ また、プルトニウムの取扱量を仮に事故が起きた場合でも公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのないレベルにおさえることが可能な場合、グレーデッドアプローチで MOX 加工事業に対する一部の要求事項を適用除外にできないかとの問いについては、現行の規制や解釈ではプルトニウム取扱量によって基準の適用を変える規定にはなっていない

ないので、現行の規則・解釈を一律に適用することになる。プルトニウム取扱量により一部の要求事項を適用除外にするためには、規則・解釈の改正が必要。

- ・ 現在のところ、規則・解釈を改正する予定はないが、事業者から改正要望を公式に出すことは可能と考えている。

③機構から、承知した旨の回答があった。

## (2) 青森研究開発センターの廃止措置の現状と今後の予定について

①機構から、青森研究開発センターの廃止措置の現状と今後の予定について、資料2に基づき説明があった。

②規制庁から、以下の点を伝えた。

- ・ 8月30日に実施した第7回原子力機構バックエンド対策監視チーム会合においては、優先順位付きではあるものの機構全体として廃止措置を進めていくという話であった。しかし、9月8日に視察した「むつ」では、廃止措置を進めるためには保管展示をやめて、原子炉の解体をしなければならないにも関わらず、保管展示をやめて廃止措置を進めようとする気配すらなかった。話を聞いてみると、原子炉の解体の方法も決まっておらず、廃棄物の処分先も決まっていないことが廃止措置が進まない要因のようであったが、バックエンド対策監視チームで報告された「むつ」の廃止措置の進捗評価は、課題は特になく、維持管理を継続するという内容であった。課題があつて、廃止措置をすすめられないならば、その課題を廃止措置の進捗評価に入れるべきであり、保管展示を継続するならば、廃止措置を進める施設から「むつ」を外して、保管展示を継続することと廃止措置を進めないことを機構としてはっきりと意思決定をすべき。

③機構から、承知した旨の回答があった。

## 6. 配布資料

資料1 高速実験炉「常陽」燃料製造について

資料2 青森研究開発センターの廃止措置の現状と今後の予定（方針）について